

## 採点方法

建築関係コンサルタント名簿（総合評価点順位）は、沖縄県土木建築部における測量及び建築コンサルタント等入札参加資格審査申請書の提出に合わせて作成予定のため、平成29・30年度の測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請時点の情報を基本とする。

### I 経営事項

#### 1. 資本金の評価

資本金（自己資金以外）の有無を評価する。

#### 2. 営業年数の評価

平成29・30年度の測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請時点での営業年数とする

#### 3. 年間平均実績高の評価

平成29・30年度の測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請時点で申請書に記載した年間平均実績高の額とする。

#### 4. 品質保証の評価

平成28年12月1日時点での取得状況について評価する。

ISO9001とISO14001の両方の認証を取得している場合、それぞれについて加点する。

### II 技術的事項

#### 1～2. 資格者の評価

平成29・30年度の測量及び建設コンサルタント等入札参加資格審査申請時点での技術者数を基本とし、取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 建築関係職員については採点の対象となる資格を一級建築士、構造設計一級建築士、建築構造士、二級建築士、建築コスト管理士、建築積算資格者、建築基準適合判定資格者、耐震診断技術者及びキャスビー建築評価員とする。ただし、同一人が一級及び二級の両方の資格を持っている場合は、上位等級の一級建築士の資格のみを採点の対象とする。

(2) 設備関係職員については採点の対象となる資格を建築設備士、設備設計一級建築士及び下記のとおりとする。ただし、同一人が一級及び二級（又は一種及び二種、甲種及び乙種）の両方の資格を持っている場合、上位等級の一級（又は一種、甲種）の資格のみを採点の対象とする。（下記●の資格）

① 電気：ア 一級電気工事施工管理技士（●）

イ 二級電気工事施工管理技士  
ウ 第一種電気工事士 (●)  
エ 第二種電気工事士  
オ 電気主任技術者

② 機械 : ア 一級管工事施工管理技士 (●)

イ 二級管工事施工管理技士  
ウ 甲種消防設備士 (●)  
エ 乙種消防設備士

※消防設備士については電気関係、機械関係の資格に分かれるが、便宜的に機械の資格として扱う。

オ 給水装置工事主任技術者

### 3. 受賞歴等の評価

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの実績について評価する。
- (2) 公共建築賞の配点は以下のとおりとし、同一設計事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの 1 回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分（小数点以下切り上げ）にして加点する。
  - ① 公共建築賞：国土交通大臣表彰
  - ② 公共建築賞 特別賞：国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰
  - ③ 公共建築賞 優秀賞：一般社団法人公共建築協会会長表彰
- (3) 沖縄県が主催する設計競技で同一事務所が複数回受賞した場合、点数の高いもの 1 回を満点とし、それ以外の受賞については点数を半分（小数点以下切り上げ）にして加点する。
- (4) 設計競技は公募型のみを対象とし、指名型は対象としない。設計共同体の場合はそれぞれの設計事務所に加点する。

## Ⅲ 地域貢献その他の事項

### 1. 関係団体の役員経験者

(公社) 沖縄県建築士会役員、(一社) 沖縄県建築士事務所協会役員、(一社) 沖縄県設備設計事務所協会役員又は(公社) 日本建築家協会沖縄支部役員については、次のとおり加点する。

- (1) 点数は役員であった(ある)人に与えるものとし、その者が現在所属する設計事務所に加点する。したがって、次の場合、役員であった当時の設計事務所には加点しない。
  - ① 役員であった者が死亡した場合
  - ② 役員であった者が退職又は転職によりその当時の設計事務所に不在となった
- (2) 同一人が再選により複数回役員になった場合、加点は 1 回限りとする。
- (3) 同一人が会長と副会長の両方の役員になった場合、加点は点数の高い会長点の 1 回限りとする。

- (4) 一つの設計事務所に役員であった（ある）者が複数いる場合、それぞれの人に加点する。
- (5) 同一人が2以上の団体において団体役員であった（ある）場合、それぞれの人に加点する。

## 2. 審査会の委員

沖縄県建築審査会委員、沖縄県建築士審査会委員又は沖縄県開発審査会委員については、次のとおり加点する。

- (1) 同一人が2以上の委員会の委員をしている場合、それぞれについて加点する。
- (2) 委員が上記建築関係団体の役員と重複している場合、それぞれについて加点する。
- (3) 1. (1)と同様とする。

## 3. 建築関連表彰者

- (1) 建築関連表彰者とは、叙勲、褒章、建設事業関係功労者表彰（国土交通大臣表彰）等である。
- (2) 同一人が2以上の複数の受賞をしている場合、それぞれについて加点する。

## 4. 講習修了者

沖縄県が推進する次の施策に積極的に協力した者については、建築指導課等の技術者名簿を基本とする。対象となる施策は次のとおり。

- (1) 被災建築物応急危険度判定士
- (2) 被災宅地危険度判定士

平成28年12月1日現在でそれぞれの判定士等として登録のある者について加点する。

## 5. 法務関係委員等

- (1) 沖縄県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員又は専門家相談員
- (2) 那覇地方裁判所所属建築専門員

平成28年12月1日現在でそれぞれの委員等として委嘱又は任命されている者について加点する。

## 6. 関係団体の会員

- (1) (一社) 沖縄県建築士事務所協会会員
- (2) (一社) 沖縄県設備設計事務所協会会員
- (3) (公社) 沖縄県建築士会会員
- (4) (公社) 日本建築家協会沖縄支部会員
- (5) (一社) 日本建築構造技術者協会会員
- (6) (一社) 建築設備技術者協会会員
- (7) (公社) 日本建築積算協会会員

平成28年3月31日現在で各団体等に所属している者について加点する。